

計画作成年度	令和6年度
計画主体	北海道浜中町

浜中町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 浜中町農林課林務係
所在地 浜中町湯沸445番地
電話番号 0153-65-2193
FAX番号 0153-65-2432
メールアドレス rinmu@town.hamanaka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、ノイヌ、キツネ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	北海道浜中町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	牧草	面積 1,333ha 金額 108,510千円
ヒグマ	デントコーン	面積 — 金額 —

(2) 被害の傾向

エゾシカ	被害は全町的に見られ、特に酪農地域の牧草等の食害であり、積雪期を除く4～11月に発生している。また、禁猟となっている湿原にも多数入り込み、貴重な草本類の食害や海岸への移動の際の交通事故、昆布干場への糞害など産業活動や住民生活に多大な支障をきたしている。
ヒグマ	冬眠期間の1～3月を除き、通学路・牧草地・民家(牛舎等含む)周辺で目撃されており、一部住民生活に支障をきたしている。
ノイヌ	酪農地域で過去に年間を通し、乳牛への危害が発生しており、特に出産時に被害が多い。
キツネ	酪農地域で畜舎等に多数入り込み、飼料の食害や糞害が発生している。また、全町的に積雪期を除き民家の家庭菜園の被害が発生している。
カラス	酪農地域で過去に乳牛の乳房を突き、最悪の場合、出血多量により死亡する等の被害が発生している。
ドバト	酪農地域で畜舎等に多数入り込み、飼料の食害や糞害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)	備考 (軽減率)
エゾシカ	被害面積	1,333ha	933ha	30%
	被害額	108,510千円	75,957千円	30%
ヒグマ	被害面積	—	—	
	被害額	—	—	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>・浜中町鳥獣被害対策実施隊により町内一円で、銃器（ライフル・特定ライフル・散弾銃）及びわな（くくりわな・はこわな）を用いて実施している。</p> <p>捕獲個体の処理方法は原則持ち帰って適切に処理をする。なお、やむを得ず持ち帰りが困難な場合などは埋設による処理とする。一部食肉加工所（民間）にて食用やペットフードとして利活用している。</p> <p>・エゾシカ有害捕獲実績 (R3: 2,403頭、R4: 2,984頭、R5: 3,169頭)</p> <p>・ヒグマ有害捕獲実績 (R3: 8頭、R4: 4頭、R5: 5頭)</p> <p>・ノイヌ有害捕獲実績 (R3: 1頭、R4: 1頭、R5: 0頭)</p> <p>・キツネ有害捕獲実績 (R3: 0頭、R4: 4頭、R5: 2頭)</p> <p>・カラス有害捕獲実績 (R3: 62羽、R4: 10羽、R5: 16羽)</p> <p>・ドバト有害捕獲実績 (R3: 26羽、R4: 27羽、R5: 39羽)</p>	<p>・ハンター新規担い手の確保及び人材育成</p> <p>・銃猟による捕獲ができない夜間の捕獲対策</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>・浜中町農業協同組合を主体とし、牧草地に電気柵及び金網柵を設置。</p> <p>R3: 電気柵 L=4,779m(3段) R4: 電気柵 L=4,110m(3段)、金網柵 L=200m R5: 電気柵 L=20,202m(3段)、金網柵 L=260m</p>	<p>防護柵の設置については、地区全体を一体的に囲むのが理想的なかたちであるが、従来の補助だけでは地区全体を囲むことが困難である。</p>
生息環境管		

理その他の 取組		
-------------	--	--

(5) 今後の取組方針

各々対策は講じているが、総じて生息数の減少を図るために町内猟友会及び認定鳥獣捕獲等事業者に銃器（ライフル・特定ライフル・散弾銃）及びわな（くくりわな・はこわな）による捕獲を継続して委託を行う。

エゾシカについては、今後も電気柵及び金網柵を設置し農林業被害の防止に努める。

ヒグマ及びノイヌについては、人命や財産に被害がある場合、あるいは被害の恐れがある場合に限り、捕獲を実施する。

また、ICT 機器や GIS などの先端技術を活用した効率的な捕獲の実施について検討していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町内猟友会及び認定鳥獣捕獲等事業者において、有害鳥獣駆除を行っている。

また、浜中町鳥獣被害対策実施隊設置規則により、実施隊員の中から指名した対象鳥獣捕獲員が捕獲を実施する。

浜中町では、ライフル銃による対象鳥獣の捕獲をする人材を中・長期的な視点をもって育成・確保することから、猟銃所持 10 年未満の被害防止計画捕獲従事者においては、銃刀法 5 条の 2 第 4 項第 1 号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に当たり、ライフル銃の所持許可の対象となり得ること、かつ、相応のエゾシカの捕獲の実績があり、今後も被害防止計画の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者においては、ライフル銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事する必要があるものと認める。

さらに、エゾシカについては「浜中町鳥獣被害防止対策協議会」構成員の株式会社北海道天鹿研究所による有害駆除及びエゾシカの利活用についての取組を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7～9	エゾシカ ヒグマ ノイヌ キツネ カラス	浜中町狩猟免許等取得助成金事業により鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保を図る。

	ドバト	
--	-----	--

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>エゾシカに関しては、過去の有害駆除実績から下記の捕獲計画とし、農林水産業被害の減少に取り組む。</p> <p>その他の対象鳥獣については、過去の実績により下記の捕獲数を決定した。</p> <p>キツネ、カラス及びドバトは、畜舎等に入り込み、乳牛への被害や飼料の食害や糞害等が懸念されるため、出没に応じた捕獲を行う。</p> <p>ヒグマ及びノイヌについては、人命や財産に被害がある場合、あるいは被害の恐れがある場合に限り、捕獲を実施し捕獲計画数の設定はしない。</p>
--

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	7年度	8年度	9年度
エゾシカ	3,500頭	3,500頭	3,500頭
ヒグマ	—	—	—
ノイヌ	—	—	—
キツネ	70頭	70頭	70頭
カラス	300羽	300羽	300羽
ドバト	50羽	50羽	50羽

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>エゾシカについては通年、ノイヌ・キツネ・カラス・ドバトについては、狩猟期を除く通年で町内一円銃器（ライフル・特定ライフル・散弾銃）及びわな（くくりわな・はこわな）による有害捕獲を実施する。</p> <p>ノイヌについては農家等からの要請があった場合に限り銃器（ライフル・特定ライフル・散弾銃）及びわな（はこわな）による捕獲を実施する。</p>
--

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>エゾシカは、非常に警戒心が強く、ハンターが近づくとすぐに逃走してしまうため、射程距離の長いライフル銃・特定ライフルによる捕獲が必要である。</p> <p>ヒグマは、体格が大きく、警戒心も強く、人への攻撃などの危険性もあることから安全かつ効率的な捕獲を行うため、威力が高く、射程距離が長いライフル銃・特定ライフルによる捕獲が必要である。</p> <p>キツネ、ノイヌは、人間に対する警戒心が強く、捕獲に当たっても散弾銃では射程内での捕獲は困難であり、効果的な捕獲を行うには射程距離の長いライフル銃・特定ライフルが必要である。</p>

捕獲にあたっては、通年町内一円で行うため、銃刀法等の関係法令に遵守して行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
浜中町	エゾシカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	7年度	8年度	9年度
エゾシカ	電気柵 7,728m	電気柵 20,000m	電気柵 20,000m
	金網柵 10,607m	金網柵 600m	金網柵 600m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	7年度	8年度	9年度
エゾシカ	浜中町農業協同組合と農家が連携し、適正に管理する。	浜中町農業協同組合と農家が連携し、適正に管理する。	浜中町農業協同組合と農家が連携し、適正に管理する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
浜中町（浜中町鳥獣被害防止対策協議会）	被害情報の収集、関係機関への連絡調整、町民への周知を実施。

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設は、積極的にハンターが捕獲したエゾシカを搬入し、有効活用を行う。
また、エゾシカの養鹿を行い、ジビエ食肉として安定提供を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

民間処理加工施設でのOJTや、町外の牧場等でのOFF-JTにより、人材育成を進める。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	浜中町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
浜中町	野生鳥獣による農林業の被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林業の発展及び地域の振興に寄与する。
浜中町農業協同組合	
浜中酪農業協同組合	
釧路農業改良普及センター釧路東部支所	
北海道猟友会厚岸支部浜中分会	
浜中町農業委員会	
釧路東森林組合	
株式会社北海道天鹿研究所	
株式会社アウトドアアシスト岩松	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
林野庁根釧西部森林管理署	国有林の入林承認手続等
北海道釧路総合振興局森林室	道有林の入林承認手続等及び林道の除雪
北海道釧路総合振興局環境生活課	鳥獣対策の窓口(捕獲許可等)
環境省釧路自然環境事務所	鳥獣対策の窓口
厚岸警察署	住民の安全の確保(ヒグマ等)

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・ 浜中町(農林課職員)	7名
・ 北海道猟友会厚岸支部浜中分会	30名
・ 町内認定鳥獣捕獲等事業者 (株式会社アウトドアアシスト岩松)	4名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策の実施にあたり、北海道と「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第9条に基づく有害鳥獣捕獲許可申請をはじめ、当該対策に関する情報交換など連携を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--